

4古監発第 87 号

令和5年1月26日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市監査委員 川添 義則

古賀市監査委員 森本 義征

令和4年度定期監査（教育部）にかかる対応状況調べについて

標記の件につきまして、古賀市監査基準（令和2年4月1日監査委員告示第3号）
第27条に基づき、措置状況調査をいたしますので通知します。

別紙措置状況調査の「調査事項」につきまして、下記のとおりご回答くださいますよう
よろしくお願いいたします。

記

- 回答期限：令和5年2月17日（金）
- 調査内容：別紙のとおり

令和5年1月26日

令和4年度定期監査（教育部）における指摘事項（是正・改善等）の
措置状況調査

《調査事項》（市長講評資料番号順）

1. 教育総務課・管財課

学校の大規模改造工事等における施工監理業務委託の契約の在り方の検討について
（法令等の該当する明確な根拠づけなど施工監理に限らず、随意契約全体の整理）

3. 生涯学習推進課・経営戦略課（全庁）

使用料（減免等）算定基準の整理・見直しについて

4. 学校教育課

コンピュータ教室のパソコンの今後の利活用の計画や保管方法等について

6. 学校教育課・管財課（全庁）

備品台帳の適正な管理について

（小中学校の備品管理の実態把握と様式統一など）

以上の点について、措置内容、方針や考え方について調査いたします。

4古教総第1181号
令和5年2月17日

古賀市監査委員 川添 義則 様
古賀市監査委員 森本 義征 様

古賀市長 田辺 一城

令和4年度定期監査（教育部）にかかる対応状況調べについて（回答）

標記の件につきまして、下記のとおり回答しますのでよろしくお願ひ致します。

記

回答内容：別紙のとおり

令和4年度定期監査（教育部）にかかる対応状況調べについて（回答）

（別紙）

調査事項	措置状況
<p>1. 教育総務課・管財課</p> <p>学校の大規模改造工事等における施工監理業務委託の契約の在り方の検討について（法令等の該当する明確な根拠づけなど施工監理に限らず、随意契約全体の整理）</p>	<p>随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の例外的措置で、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める要件に該当する場合に締結を行っています。</p> <p>随意契約の執行にあたっては、契約の公平性、透明性、競争性の原理から、入札に付することのできない理由を具体的に示し、担当課が示した理由を管財課が客観的・総合的に判断して安易な随意契約を行うことのないよう適切に契約事務を履行しています。</p> <p>今後も管財課が作成した「契約便利マニュアル」などを活用して、適切な契約事務の執行を行ってまいります。</p>
<p>3. 生涯学習推進課・経営戦略課（全庁）</p> <p>使用料（減免等）算定基準の整理・見直しについて</p>	<p>生涯学習推進課では、使用料（減免等）の見直しについて、令和元年度、2年度に利用団体等に対し、説明会、アンケートを実施していますが、全庁的な取り組みが必要であり現時点では検討中です。</p> <p>新たな課題として、スポーツ庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する総合的なガイドライン（中学校部活動の地域移行）」を策定し、「市区町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う」とされています。この件も使用料の見直しに反映させる必要があるため、十分な検討期間が必要であると考えています。</p>

<p>4. 学校教育課</p> <p>コンピュータ教室のパソコンの今後の利活用の計画や保管方法等について</p>	<p>教員が使用する校務支援パソコンについては、令和4年7月末で5年間のリース契約が期間満了を迎えましたが、パソコン自体がまだ使用可能な状態であったこと、校務支援システムも問題なく稼働していたことから再リース契約を締結し、現在も使用を続けています。</p> <p>再リース契約に当たっては、リース対象物件すべてを再リースするか、又はすべてを返還するかはできないことが当初のリース契約に明記されており、パソコン自体は問題なく使用できていたことから、コンピュータ教室のパソコンの使用頻度は低い状態でしたが、新規契約ではなく再リースいたしております。</p> <p>再リースにあたっては、端末の部品交換などの保守契約は行っていないため、教員の増加の際の利用や校務支援パソコンの故障時の代替機として、コンピュータ教室のパソコンの設定変更を行い、利活用することといたしております。</p> <p>保管につきましては、各学校のコンピュータ室や職員室、空き教室などのスペースを確保して、紛失の無いよう随時、端末台数を確認して保管することといたしております。</p>
<p>6. 学校教育課・管財課（全庁）</p> <p>備品台帳の適正な管理について （小中学校の備品管理の実態把握と様式統一など）</p>	<p>学校で保管する備品については、個別管理が行えるように記載内容の見直しを行います。</p> <p>古賀市立小中学校管理規則（平成18年教育委員会規則第2号）第32条の規定にありますように、備品台帳の様式については校長が定めるものであること、また、市役所内での備品台帳登録のデジタル化が検討されていること等を踏まえ、学校とも協議を行いながら市と学校との様式の統一について検討を行います。</p>